

(仮訳)

## レバレッジ比率のウィンドウ・ドレッシング行動に係るステートメント

バーゼルⅢにおけるレバレッジ比率規制は、常に満たさなければならない3%の最低基準に加え、グローバルなシステム上重要な銀行に対するバッファや開示義務で構成されている。開示義務については、銀行は四半期末ごとにレバレッジ比率を計算しなければならない。幾つかの法域では、銀行に対してレバレッジ比率をより頻繁に計算することを求めている（例：日次や月次のエクスポージャー額の平均値を利用）。

要となる基準日（例：四半期末日）前後に、短期金融市場やデリバティブ市場の様々なセグメントにおいてボラティリティが高まっており、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）は、銀行による潜在的な規制の裁定行為に関心を持っている。基準日前後に主要な金融商品市場での取引量を一時的に減少させることにより、報告・開示するレバレッジ比率を引き上げる結果となる「ウィンドウ・ドレッシング」を特に懸念している。

銀行によるウィンドウ・ドレッシングは、レバレッジ比率規制の意図された政策目的を損ない、金融市場のオペレーションを混乱させるリスクがあるため、容認できない。銀行及び監督当局は、銀行の健全性を正確に反映させ、ウィンドウ・ドレッシングにより生じ得る金融市場のオペレーションの混乱を軽減させるために、バーゼル委のレバレッジ比率規制の継続的な遵守を確保すべきである。

従って、レバレッジ比率のエクスポージャーを評価する際には、銀行は報告期間を通じた取引量のボラティリティ及びそれがレバレッジ比率に与える影響を評価すべきである。また、銀行は、報告日より高いレバレッジ比率を報告・開示することを唯一の目的として取引を行うことを控えるべきである。

監督当局は、潜在的なウィンドウ・ドレッシング行動の懸念に対処するため、以下の措置についても検討し得る。

- 監督当局に対するより高頻度の報告や、取引量（特に報告基準日間）の監督上のモニタリング

- 銀行が報告期間を通じて最低基準を遵守し、リスクを効果的に管理する能力に焦点を当てた監督上の検査
- 銀行のリスクプロファイルと債務が正確に外部のステークホルダーに提供されることを確保するため、報告基準日間の取引量のボラティリティが銀行のレバレッジに与える影響についての追加的な開示

バーゼル委は、引き続き、銀行による潜在的なウィンドウ・ドレッシング行動を注意深くモニタリングするとともに、第1の柱（最低資本基準）及び第3の柱（開示）を含む追加的な措置を検討する予定。